



六甲山「賑わい創出事業」助成

提案者が主体となり、六甲山上の企業保養所等の遊休施設を建替や耐震等の改修、解体する場合や、ホテル・飲食店など観光関連施設を新築する場合など、六甲山の魅力向上に効果が期待できる「賑わい創出事業」を支援しています。

2019年度
の事例

改修支援
最大 1,200万円
補助

新築支援
最大 2,000万円
補助

建替支援
最大 2,250万円
補助

解体支援
最大 250万円
補助



【お問い合わせ先】神戸市 経済観光局 観光MICE部 観光企画課
TEL 078-322-6381 (午前9時～午後5時。但し午後0時～1時、土日祝日を除く)
FAX 078-322-6138 E-Mail kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp
神戸市 HP「六甲・摩耶の活性化」
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/rokkomaya/index.html>

神戸市 経済観光局
観光 MICE 部 観光企画課
〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1-12
TEL : 078-322-6381
FAX : 078-322-6138
MAIL : kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

兵庫県 企画県民部
地域創生局 地域資源課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
TEL : 078-362-9014
FAX : 078-362-3950
MAIL : chiikishigen@pref.hyogo.lg.jp

発行：2019年4月

六甲山のススメ

for Mt. ROKKO



KOBE 
UNESCO City of Design

六甲山の土地利活用促進ガイドブック

海と街に近接し、自然豊かでありながら、都市の文化的側面を持ち合わせる唯一無二の国立公園、六甲山。六甲山の「これから」をみなさんとつくっていけるよう、六甲山上で事業をする際の法規制を分かりやすくまとめたガイドラインを作成しました。



目 次

- 01… コンセプト
- 02… 目次
- 03… 事例紹介①（飲食店）
- 05… 事例紹介②（複合施設）
- 07… 事例紹介③（小売店舗）
- 08… 事例紹介④（宿泊施設）
- 09… 「公園事業」「行為許可」って？
- 10… 該当するエリア
- 11… 自然公園法（公園事業）【環境省】
- 12… 自然公園法（行為許可）【環境省】
- 13… 都市計画法【神戸市】
- 14… 風致地区における建築等の規制に関する条例【神戸市】
- 15… 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例【神戸市】
- 16… 建築基準法【神戸市】
- 17… 砂防法【兵庫県】
- 18… 森林法【兵庫県】、林地開発許可制度【兵庫県】
- 19… 景観の形成等に関する条例【兵庫県】
- 21… よくある質問
- 25… お問合せ窓口

かつて、ハイカーたちに親しまれた老舗茶屋「登六庵(とうろくあん)」。2012年の閉店後は放置されていたが、「六甲山上は結婚式を挙げた思い出の地」という山内康裕さんの手により、2017年7月にカフェへと再生された。食品メーカーの開発担当や飲食店経営のキャリアを活かし、手作りのローストビーフやカレー、生豆から焙煎するコーヒーなどを提供。地元関係者の会合に使われるなど地域に溶け込んでいる。将来的には利用者からの要望を受けて、宿泊施設を併設した多世代交流の場への発展を目指している。



ハイカー向け休憩スポットから宿泊も可能な複合カフェへ

Q: 屋内のカフェスペースのほかに、ウッドデッキやバーベキュー広場もあって、大人数でも楽しめそうなお店ですね。

A: 基本的には、料理も接客も私一人でまわしているので、あまり席数を増やすことはできませんが、バーベキューのグリルを買い足したり、活動を支援してくれている仲間がロードバイク専用のサイクルスタンドを設置してくれたりと、少しずつ設備を充実させてきました。つい先日も、地元団体から予約が入り、摩耶山の上野道～穂高湖～記念碑台を巡るハイキングの終着点に使っていただき、にぎやかなバーベキューパーティーが開かれたばかりです。また、大学のゼミの集まりや自転車ショップの試走会、トレイルランニング大会の給水スポットなどにもご利用いただき、こうしたイベント参加がきっかけとなってリピート来店してくださる方が増えてきました。

開業準備の段階では、ハイカーのお客様をメインターゲットに据え、コーヒーやソフトクリーム、焼菓子などを食べながら小休憩していただければと考えていました。無垢のテーブル、漆喰の壁といったシンプルな内装は、ビジネスパートナーである建築家が私の想いを具現化してくれたもので、「落ち着いて過ごせる」とお客様からも好評です。料理についての感想のみならず、自転車や登山で汗をかいだお客様から、「トイレが広くて着替えに便利だった」「シャワーがあればもっといいのに」といったご意見、ご感想をたくさん伺いました。また、会合などに愛用してくださっている六甲山小学校のPTAの皆さんからは、「夜も子連れで楽しめるイベントを企画してほしい」「宿泊はできないの?」といったお声が出るようになりました。

Q: そうしたお客様からの要望を受けて、「賑わい創出事業」を活用して、宿泊施設を併設した店をつくりたいと思われたのですね。

A: 2017年7月に、この店をオープンした直後に当事業のことを知りました。私にとって六甲山は、結婚式を挙げた思い出の地であり、体調を崩して会社勤めを辞めたあと、息子と一緒に山歩きをしながら心を癒してもらった場所でもあります。何か地域を盛り上げるために力になりたいという思いがありました。そして募集要項に目を通してみると、昔から自分がやりたいと考えていた「自然いっぱいもりあそび」「自然がおいしいソトごはん」「自然のリズムでヤマぐらし」という3つの事業コンセプトが、六甲山の活性化につながるかもしれないなと感じました。

また、常連のお客様の中に、お子さんを自然豊かな環境に触れさせたいというお考えから、小規模特認校として神戸市の認定を受けている六甲山小学校に、校区外から通学させている方がおられて、その方が「授業でスキーや六甲山縦走をしたり、部活でアイスロードを下ったり、火入れや草刈りなどの学校行事や通学中の風景から季節の移ろいを感じたりして、子どもがイキイキと楽しそうにしている」と話しているのを聞くうちに、カフェからもう一歩進んだ複合レストランをつくれたら、という想いが膨らんできたのです。

具体的には、ドイツの「Biosk(有機野菜の直売所)」のような気軽に立ち寄れるスタンドや、バーベキューとチーズフォンデュなどの「ソトメシ」をガッツリ食べられるアウトドアレストランをつくってみたいです。さらに、「幸せの国」と称されるデンマークの「Hygge」のように、大勢でたき火を囲んで語り明かすような宿泊施設があれば理想的ですね。



ハードだけでなくソフトの充実も必要 事業外の取り組みとも連動したい

Q: 飲食店経営のご経験があることは、六甲山という立地での開業準備や店舗運営にも活かされましたか?あるいは、この場所ならではのご苦労があるのでしょうか。

A: 食品衛生法についてはある程度把握していましたが、今回は不要だったものの、建物で別の用途で利用する際に用途変更の手続きが必要になるのは初耳でしたし、電

気設備を増強する工事のためには事前の届出が必要だと後でわかるなど、いろいろな知らないことがあって、想像以上に手間と時間がかかりました。さらに、宿泊も手がけらなければ旅館業法が絡んできますし、関連法規のすべてを把握することは、素人同然の私にとっては高いハードルかもしれません。ただ幸いなことに、私には建築家のパートナーがいて知識を補ってくれますし、いまも神戸市の担当者が、兵庫県や環境省などとのハブとなって連絡をとり、一緒に課題を洗い出してくださるので、自分たちだけでやるよりは、ずっとスムーズに進んでいると思います。

今後のプロモーションに関しても、神戸市が公共的立場から六甲山でのイベントを企画してくださるなど、ソフト面でご支援いただけると心強いなと期待しています。



Q: 賑わい創出事業に対する期待や、これから挑戦しようという方へのアドバイスがあればお聞かせください。

A: 地域の賑わい作りにつながるビジネスが、いくつか小さく芽吹いたとしても、六甲山の暮らしの一部として定着するまでには、クリアすべきことが多々あると思います。たとえばクリエイターの仕事場にしてもらうとか、シニア層がカルチャーを楽しんだり、子どもたちに教えたりする教室に使うとか、「観光に資すること」というルールに則りながらも、ルールや前例にこだわり過ぎることなく、多種多様な人がつながり、経済が活性化するような動きが生まれるといいですね。

また、摩耶山では市民の方が主体的に活性化に取り組んで成果をあげておられるので、うまく連携しながら神戸の山文化を盛り上げていきたいと思います。

Rokko Base Cafe(六甲ベースカフェ)

所在地 〒657-0101
神戸市灘区六甲山町南六甲1034-104

TEL 078-891-0525

営業時間 10:00～18:00(L.O.17:30)

定休日 水曜日(祝日の場合は営業、翌木曜日は休み)
また天候により休業あり

URL <http://www.rokkobase.com>

事例2 複合施設(研修施設+カフェ)の場合

/ 653 カフェ

2018年春、六甲ケーブル山上駅北側にオープンした「653cafe」は、「賑わい創出事業」の第1号である。社員向けの研修施設に改築しようと、戦前に建てられた個人別荘を保有していたアマデラスホールディングス(神戸市須磨区)が、賑わい創出事業審査会や事業採択後のプロセスで有識者からの助言を受けながら事業計画をブラッシュアップ。老朽化した建物を取り壊し、六甲山の緑と眼下に広がる景色を生かすレイアウトで、市民や観光客にもひらかれたカフェを併設した研修施設に建替えた。今後は地元恒例のアートイベント等との協業も視野に入れている。



カフェを併設した研修施設へ

Q: 広々とした芝生広場が印象的です。お天気のいい日は、店内よりも屋外がお客様でいっぱいになるそうですね。

A: やはり、秋の行楽シーズンが一番にぎわいます。2018年のゴールデンウィークにオープンしましたが、多いときは100組前後のご訪問がありました。開業前は、ハイキングやサイクリングなどの休憩に立ち寄られる方をメインターゲットに据えていましたが、県外から車でお見えになるなど、カフェを目的地として来られる方も多くて驚いています。新聞やテレビニュースで知った、「#六甲山」などのハッシュタグで検索してみつけた、というお声が高いです。

屋内の席数を減らしてテラスを併設し、あえて建ぺい率を抑えて芝生スペースを広く(約1000平方メートル)した

のは、六甲山の魅力をより強く感じていただくための工夫です。それと同時に、季節やお天気によって来客数が大きく上下動するという、六甲山上ならではのリスクを避ける意味もあります。屋外なら“満席”になる心配はありませんから、「ピクニックセット」というテイクアウトメニューを準備し、レジャーシートの無料貸し出しサービスを付けて、どんどん芝生を使ってもらうよう促しています。とくに、幼いお子さん連れのお客様に好評で、年配のお客様がカフェやテラスでのんびりしている間、お孫さんが芝生を元気いっぱい駆けまわったり、ブランコで遊んだり……と、六甲山の自然を満喫しておられる様子を目にするのもしばしばです。飲食利用のない方でもブランコやハンモックなどは自由に使っていただけるので、「六甲山のブランコのあるカフェ」として、知名度が上がってきているようです(笑)。



六甲山の魅力を活かすために

Q: 御社はもともとケミカルメーカーとして創業し、飲食業にも六甲山にもゆかりがないように思うのですが、この場所に施設をつくろうと思われた理由は何ですか?

A: 2011年に製造部門を子会社として分離して持株会社となってからは、新規事業やM&Aに注力してきました。まだまだメーカーの古い体質が残っておりますが、若い社員たちには、新しいものが生まれる空気、アイデアが湧き出るような刺激に触れてほしいと思っています。また、そういう場所に施設を持つことが、弊社の経営姿勢や理念を社内外に伝えることになるのではないか、と考えました。

ものづくり企業は、製造現場やお客様の近くに本社を構えるのが定石ですが、投資会社はどうでしょうか?六本木やマンハッタンの高層ビルに、IDカードをかざして颟爽と入っていく……といったイメージを持たれがちですが、それはどの都市でも簡単にコピーできつまらない。神戸には、六甲山や須磨海岸のような真似される心配のない魅力があるのですから、それを活かさない手はありません。

研修センターとしての活用はこれからですが、私は月の半分くらいは六甲山に来るようになりました。空き時間に落ち葉を掃除し、野花を摘んでオフィスに飾ります。テラスで金融機関と商談することもありますが、ビルの応接室で話すのとはこちらの気分も相手の反応も違いますよ。

Q: 国立公園に指定されている魅力あふれる六甲山だからこそ、解体・植栽における制約も多かったことだと思います。また、当事業にエントリーした時点では、芝生広場の中にあった建物を改修して使われるご計画だったのが、建替えに変更されたことで、ご苦労されたことやトラブルなどはなかったのでしょうか?

A: 景観や建築敷地を整えるために木を伐採しようと思っても、神戸市には緑地保全配慮のルールがありますし、土砂災害防止の観点から、六甲砂防事務所や兵庫県砂防課とのやりとりも必要です。そのほか、飲食店には必須である電気や水道を通すときも、改修するはずだった建物につい

ては事前に許認可を確認していたのですが、建替えることになったら始めからやり直し。土が凍結してしまうと基礎工事が出来ないので、気持ちが焦った時期もありました。

でも、今になって振り返ってみると、たくさんの制約と多岐にわたる関連部署とのやりとりを、神戸市役所が窓口となって整理し、誰と話せばいいか道筋をつけてくれましたので、煩雑ながらも時間さえあければゴールまでいけるという確信はありました。



Q: 賑わい創出事業第1号の担当手として、これから事業にエントリーする人たちや、神戸市、本事業に関係する皆さんに対してアドバイスやご提案があればお願ひします。

A: まず、さきほどの話の続きになりますが、工期などスケジュールに関しては、通常の2倍くらいの余裕をもってプランされることをおすすめします。六甲山という特殊なエリアでの遊休地活用は、プロの建設業者の方にとても初めての経験であることがほとんどだと思います。

そして行政にお願いしたいのは、「歩経路」の整備です。私たち民間も加わって、にぎわいの場を増やしていくとしても、点と点をつなぐ動線がなければ、六甲山全体の回遊性は上がりません。既存の箱モノを巡るモデルコースだけでは、地元の人も観光のお客様もすぐに飽きてしまうでしょう。11月に開催したオータムフェスティバルは大盛況でしたが、これからも「六甲ミーツ・アート」のような恒例イベントとも協業しながら立ち寄りスポットを活性化し、宿泊施設も整備すれば、「ひと夏を六甲山で過ごす」という、かつての別荘文化のようなカルチャーが生まれるかもしれません。

653カフェ(ロッコウサン カフェ)

所在地 〒657-0101
神戸市灘区六甲山町一ヶ谷1-70

T E L 078-891-0218

営業時間 11:00~17:00(土日は11:00~19:00)

定休日 月・火曜日、雨の日。

営業状況は電話でお問い合わせください。

U R L <http://653.cafe/>

事例3 小売店舗の場合

／六甲ガーデンテラス ホルティ



**体にやさしいオーガニックフーズや
アーティスト雑貨、アロマグッズなど
お洒落アイテムがいっぱいのお店へ。**

Q：どのような施設を運営されていますか？

A：神戸らしいセンスの良いお洒落な雑貨や食品に加え、異国情緒漂うエリア内にふさわしい輸入雑貨や食品、またフェアトレード商品など幅広い商材を取りそろえた女性に人気の店舗です。

Q：どういった方々に利用していただいているですか？

A：20代～30代の観光目的の女性・カップルや、40代から60代の近郊在住の女性が中心です。最近は海外の方の利用も増加しています。

Q：この場所で運営をされていて感じることは？

A：四季がはっきりしており、季節によって客層に大きく変化があります。山上のイベントによって客層も変わってくるため、ディスプレイの変更などをこまめに実施することにより対応しています。

Q：この施設でのオススメの景色は？

A：六甲ガーデンテラスエリア内には複数のビュースポットがありますが、中でも六甲山で最も標高の高い展望台「自然体感展望台 六甲枝垂れ」からの景色はおすすめです。天気の良い日には、四国から和歌山周辺まで眺望でき、カップルにも人気のスポットです。

Q：訪れる人たちは、どのような傾向がありますか？

A：六甲山の施設の中でも、特に女性やカップルに人気の店舗ですが、インバウンドのお客様も増加しています。中でもアジア系のお客様によくご利用いただいているいます。

Q：周辺施設（他事業者）との交流はありますか？

A：六甲摩耶観光推進協議会という団体を山上の事業者で作っ

ており、一緒にイベントをしたりしています。また、昨年、ホテルが近隣にオープンし、宿泊の方には多数ご利用いただいている。加えて、有馬温泉からもロープウェーを使って約10分程度で来山できるため、有馬温泉で観光した後に来られる方もいらっしゃいますので、有馬温泉の宿泊施設の方と連携をすることもあります。

Q：六甲山の魅力はどういったところですか？

A：車で大阪市内から約60分、神戸三宮から約35分という好立地で、自然や景色を楽しめるだけでなく、食事や買い物、加えて色々な施設を楽しむことができる点です。施設により異なる魅力があり、幅広い世代の方に楽しんでいただけます。

Q：今後この六甲山での事業の展望は？

A：増加するインバウンドの方にも対応できるようソフト面を充実させたり、毎年秋に行っている「六甲ミーツ・アート」の知名度をもっと上げていきたいと考えています。加えて、新規施設の導入・既存施設のリニューアルといったハード面のブラッシュアップも図ることで、今以上に多くのお客様に利用していただきたいと考えています。



Q：行政とはどういった関わりがありますか？

A：国内外のお客様の誘致のため、神戸観光局には良く旅行社やマスコミ、SNSのインフルエンサーの方を六甲山へ連れてきて頂いております。また、六甲摩耶観光推進協議会に山上の事業者だけでなく神戸市や兵庫県、環境省にも参加いただき、六甲山の活性化に向けて一緒に取り組んでいます。加えて、六甲山は国立公園に位置しているため、新規施設の導入の際には、必ず環境省へ相談をさせていただいております。

Q：六甲山の物件を検討している方々にメッセージをお願いします。

A：1,000万ドルの夜景、市街地よりも-5°Cの避暑地としての魅力といった、昔から変わらない六甲山の強みに加え、アジアを中心としたインバウンド観光客の来山増加、六甲・摩耶山開発規制の緩和、神戸市・兵庫県による六甲山活性化に向けた取り組みなど、六甲山を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しています。神戸・六甲山をもっと多くの方に広め、来山してもらうため、一緒に盛り上げていければとても嬉しいです。

六甲ガーデンテラス「ホルティ」

所在地 〒657-0101
神戸市灘区六甲山町五介山1877-9
T E L 078-894-2281
営業時間 9:30～17:30 **定休日** 火曜日
U R L <https://www.rokkasan.com/gt/shop/horti/>

事例4 宿泊施設の場合

／グランドホテル六甲 スカイヴィラ



**天空の楽園にて、
四季に憩い、四季と戯れる。**

Q：どのような施設を運営されていますか？

A：前運営者から引き継ぎ、屋号はそのままに2012年にリニューアルオープンした山岳リゾートホテルです。『天空の楽園』をコンセプトに地場産や旬の食材をふんだんに使った美味しいお食事と、夜景をはじめ六甲山の四季折々の自然の魅力に包まれて、日常の喧騒を忘れてゆっくりとお過ごしいただける施設を目指しています。ご宿泊の他にレストランのみのご利用も可能です。

Q：どういった方々に利用していただいているですか？
訪れる人たちは、どのような傾向がありますか？

A：神戸、大阪の近隣の方に加えて県外のお客様も多く、最近ではアジア圏を中心とした外国人のお客様の利用も増えてきました。平日はシニア層のご夫婦や女性グループ、週末には20代のカップルや30代のお子様連れのファミリーのお客様もお越しになります。また、ご宿泊日前後での予定をお伺いすると六甲山の施設を利用される方の他、神戸や大阪の市街地や有馬温泉への観光、三田のアウトレットでのショッピングなど様々です。全体に年代、構成、目的などの幅が広い傾向があるように思います。

Q：この場所で運営をされていて感じることは？
六甲山の魅力はどういったところですか？
今後この六甲山での事業の展望は？

A：1年を通して季節による気候変動が大きく、それに伴いお客様の数も繁閑の差が激しいことが施設を運営する上で最も大変に感じます。日々、厳しい自然環境にいかに適応していくかには頭を悩ませますが、裏を返せば、六甲山の魅力はやはりこの自然環境でもあり、いかに年間を通して六甲山の観光資源や魅力にスポットをあてて、お客様の来訪動機となる独自のコンテンツとして訴求させていくのかということが本質的な課題なのかもしれません。また、他の事業者の方との連携により新たな付加価値を生み出すという発想も必要だと思います。その為には新規事業者の参入や継続的に事業が行える環境整備や仕組み作りを行政と山上の既存事業者、地域住民の全員の協力で進めて行く必要があると思います。

Q：この施設でのオススメの景色は？

A：5階のスカイビューテラスやお部屋から眺める景色です。夜景もお薦めですが空気の澄んだ晴れた日のお昼間に鳥の鳴き声と木々の香りに包まれながら見る景色は時間を忘れていつまでも眺

めています。また、暖かい季節に限られていますが、レストランのテラス席で六甲山の大自然を感じながらお召し上がりいただくランチはお薦めです。



Q：周辺施設（他事業者）との交流はありますか？

A：六甲摩耶観光推進協議会での山上の他事業者の方との交流や、また、自治会にも参加して地域の方々との交流も積極的に行っています。

Q：行政とはどういった関わりがありますか？

A：六甲山の賑わい創出事業の助成金を活用して風の教会の改修工事を進める予定です。工事完了後は多目的ホールとして活用することで、六甲スカイヴィラをはじめ山上の施設や初めて六甲山で事業に挑戦される方との事業連携の可能性が広がったと思います。

Q：行政への申請手続きのやりとりで感じたことは？

A：国立公園という場所柄もあって建物を立てたり改修したり、また、事業を開始する際には複数の関係省庁への確認等が必要であり、その相談内容によって管轄や窓口が異なり大変でしたが、現在は全てではないですが、ワンストップで対応いただけるように改善もされており以前に比べれば分かりやすく、円滑に進めやすくなったと感じます。

Q：六甲山の物件を検討している方々にメッセージをお願いします。

A：神戸は海と山が共存する街ですが、最近は海側のエリアが注目を浴びる話題が多いように思います。六甲山の持つ魅力と市街地から車で約30分という好立地を考えれば、もっと注目を浴びて、より多くのお客様に足をお運びいただける可能性のある場所だと思います。今後、新たな事業者の方々が陆续と参入され、協力等をしていくことはその可能性をさらに大きく広げ、六甲山の全体の活性化にも繋がるものと思います。



グランドホテル六甲 スカイヴィラ

所在地 〒657-0101
神戸市灘区六甲山町西谷山1878-86
T E L 078-891-0140
U R L <https://skyvilla.jp/>

『公園事業』『行為許可』って？

国立公園で種々の行為をしようとする場合は、事前に自然公園法に基づき「認可」または「許可」を受ける必要があります。

公園事業とは

環境省の認可を受けて整備する国立公園の利用のために必要な施設。行為許可と比較して、制限は緩和されます。

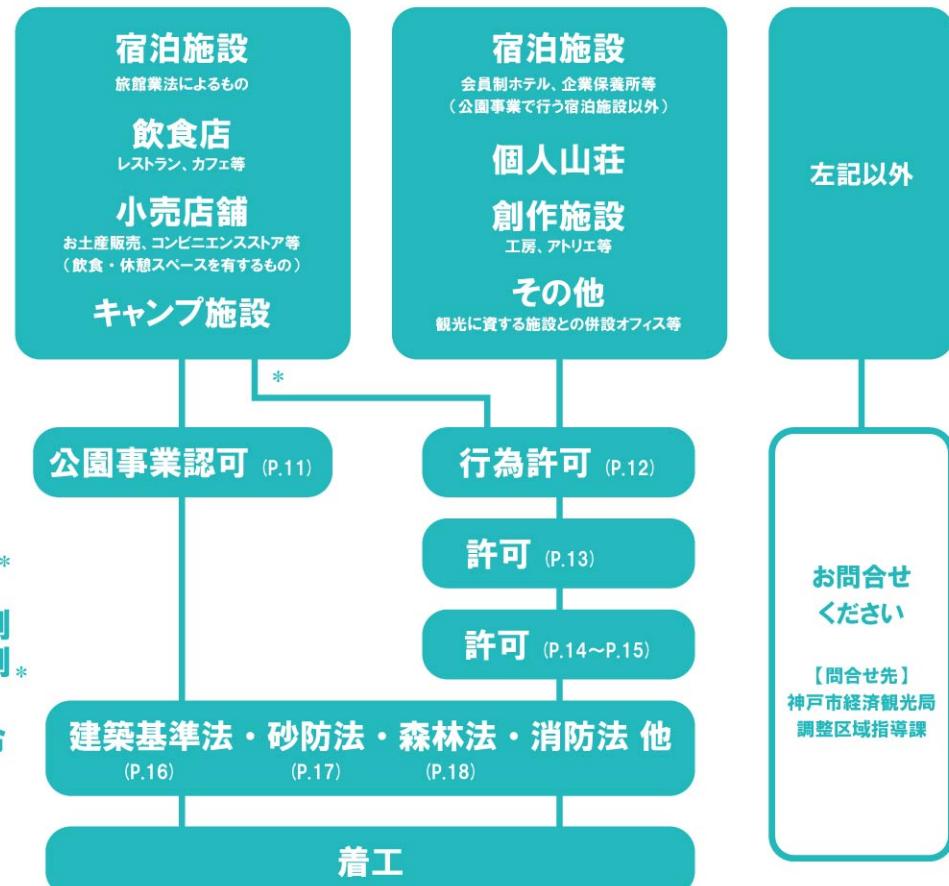
行為許可とは

国立公園で行う公園事業以外の施設の新改築、その他各種行為については事前の許可が必要です。建築物等には規模や形状、色彩等に一定の制限があります。

活用事例別 手続きフローチャート

自然公園法の「公園事業」か「行為許可」かによって、法令の手続きが異なります。

活用事例



*公園事業の認可を受けた施設については、都市計画法や風致地区条例、緑地保全条例について許可不要となり、通知・届出を行うことになります。

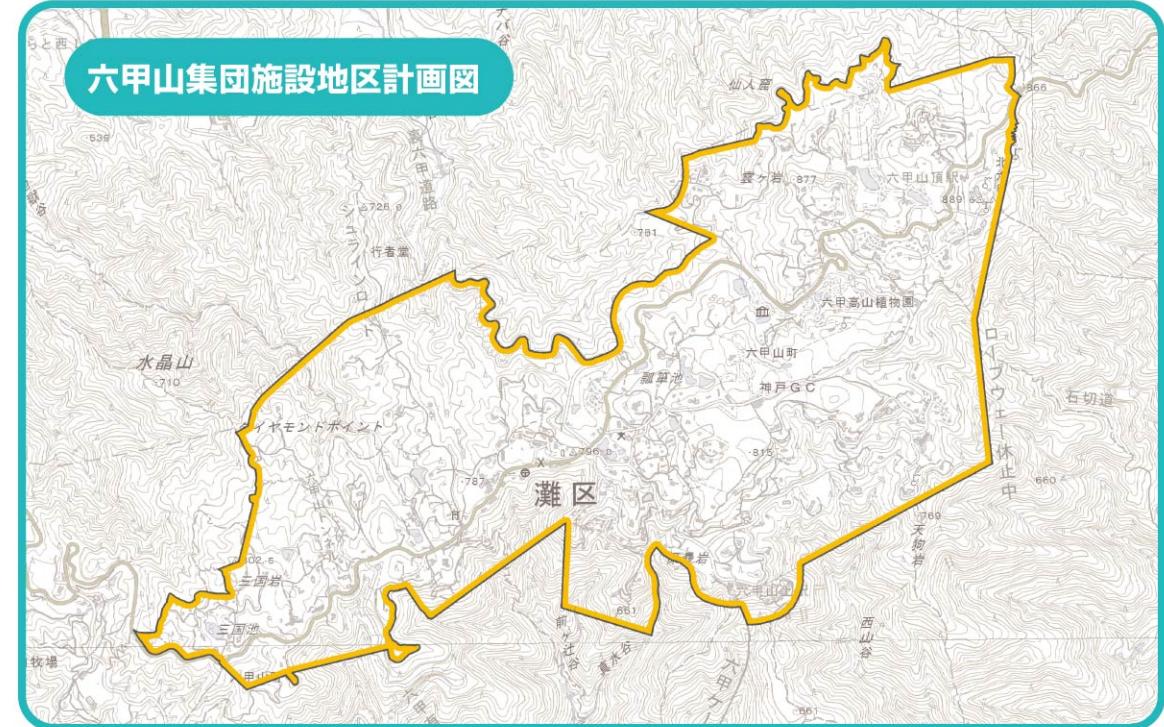
*公園事業の認可を受けることができる施設であっても、行為許可を受けて行うことができる場合があります。

*このほか、施設や行為の内容によっては、届出や規制に該当することがあります（たとえば、水質汚濁防止法の旅館業の特定施設など）。

各種法令をご確認の上、本冊子末尾の関連窓口にお問い合わせください。

該当するエリア

六甲山・摩耶山では、自然公園法によって「六甲山集団施設地区」「摩耶山集団施設地区」として、利用を推進するエリアを定めています。



該当エリア内に属するかなど、詳しくは下記にお問い合わせください。

環境省 近畿地方環境事務所
神戸自然保護官事務所
TEL: 078-331-1146 FAX: 078-331-1148
Email: RO-KOBE@env.go.jp

神戸市 経済観光局
観光 MICE 部 観光企画課
TEL: 078-322-6381 FAX: 078-322-6138
Email: kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

※上記地図は概要図になります。詳しくはお問い合わせください。

01

法令

自然公園法（公園事業）

 対象となる行為国立公園の利用のための施設の建設
(ホテル、レストラン・カフェ、土産店・コンビニ その他)

※土産店・コンビニは、飲食・休憩スペースを有するものに限ります。

※施設の形態や利用条件等により認可されない場合があります。

 認可基準・対象区域 認可基準瀬戸内海国立公園（六甲地域）
管理計画書 対象区域六甲山集団施設地区
摩耶山集団施設地区 具体的な基準の内容

瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理計画書 関係

- 高さ** 山麓を含む主要展望位置からみたスカイラインから大きく突出しないこと
- 建ぺい率** 制限なし。ただし、六甲山宿舎事業は 20% 以下。
- 屋根及び壁面の形態・色彩** <屋根> 形態：勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋型）
色彩：焦茶色、暗緑色、灰緑色、暗灰色、自然素材の色

<外壁> 色彩：茶系色等、自然と調和した落ち着いた色調

公園事業施設については、

自然公園法施行規則第 11 条の許可基準は適用しない (P.12 記載の①)

02

自然公園法（行為許可）

 対象となる行為

- ① 建築物の新築・改築・増築 ② 木竹伐採 ③ 土地の形状変更 他

 許可基準・対象区域 許可基準

- ①自然公園法施行規則第 11 条
- ②瀬戸内海国立公園（六甲地域）
管理計画書

 対象区域

国立公園第2種特別地域

※特別保護地区・第1種特別地域では原則開発は認められない。

 具体的な基準の内容

①自然公園法施行規則第 11 条 関係

- 高さ** 13m 以下 ※ただし、用途により異なる。
- 建ぺい率・容積率** 敷地面積、用途等により異なる
- 建築面積の上限** 2,000m²以下
- 敷地の勾配** 30%以下
- 建物の後退** 公園事業道路等から 20m 以上
その他の道路・敷地境界線から 5m 以上
- その他** 展望地から展望する場合の妨げとならないこと
山稜線を分断する等眺望の対象に支障とならないこと など



②瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理計画書 関係

- 屋根及び壁面の形態・色彩** <屋根> 形態：勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋型）
色彩：焦茶色、暗緑色、灰緑色、暗灰色、自然素材の色

<外壁> 色彩：茶系色等、自然と調和した落ち着いた色調

 問い合わせ窓口環境省 近畿地方環境事務所
神戸自然保護官事務所<http://www.env.go.jp/park/setonaikai/intro/index.html>TEL : 078-331-1146
FAX : 078-331-1148
Email:
RO-KOBE@env.go.jp環境省 近畿地方環境事務所
神戸自然保護官事務所<http://www.env.go.jp/park/setonaikai/intro/index.html>TEL : 078-331-1146
FAX : 078-331-1148
Email:
RO-KOBE@env.go.jp

03

法令

都市計画法

 対象となる行為

六甲山・摩耶山集団施設地区における土地利用基準に該当する建築物(宿泊施設、余暇施設、飲食施設、創作施設など観光に資する施設)の新築、既存建築物の建替え・増改築・用途変更等を目的とする開発行為・建築行為等

 許可基準・対象区域 許可基準

都市計画法第33条(技術基準)
第34条第2号(立地基準)
〔観光資源の有効な利用上必要な建築物の開発行為等〕

 対象区域

六甲山集団施設地区
摩耶山集団施設地区

 主な基準の内容

- 公共施設整備 道路幅員、排水施設、防災措置など
- 建ぺい率・容積率 自然公園法の行為許可基準による建ぺい率・容積率が適用される建築物の建築に伴う土地の区画形質の変更のある場合は開発許可(都市計画法第29条)、ない場合は建築許可(都市計画法第42・43条)となる
- その他

 許可不要となるケース

- ①自然公園法の「公園事業」に認可されたものは許可不要
【根拠法令】都市計画法第29条第1項第3号、都市計画法施行令第21条第1項第24号
(ただし、開発許可を受けた土地において、区画形質の変更を伴わない予定建築物以外の建築物の建築、用途変更等の場合には都市計画法第42条の許可手続きが必要)
- ②神戸市開発審査会運用基準4の許可を要しない建築行為(改築又は増築)に該当するもの
(同一敷地・同一用途で延べ床面積1.5倍以下の建替え等)

 問い合わせ窓口

 神戸市 経済観光局
農政部 調整区域指導課
<http://www.city.kobe.lg.jp/business/urban/development2/kijunkaitei.html>

 TEL: 078-322-5411
FAX: 078-322-5180
 Email: ruralcity@office.city.kobe.lg.jp

 建築可能な用途に関する問い合わせ窓口

 神戸市 経済観光局
観光MICE部 観光企画課
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/rokkomaya/index.html>

 TEL: 078-322-6381
FAX: 078-322-6138
 Email: kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

04

条例
風致地区における建築等の規制に関する条例 対象となる行為

建築物その他の工作物の新築・改築・増築等、木竹の伐採、土地の形質の変更等

 対象区域 対象区域

第1種風致地区
(市長が条例に基づき指定)

 主な許可基準 高さ

13m以下
又は改築の際は改築前の高さ以下

 建ぺい率 容積率

20%
以下

なし

 その他

- ・外壁後退は、道路:3m以上、その他:1.5m以上
建築物が接する地盤面の高低差が6m以下
- ・緑地率は、50%以上
- ・木竹の伐採は、建築や土地の形象の変更の必要最小限度等

 許可不要となるケース

- ①自然公園法の公園事業については、許可又は協議不要。(市長への通知が必要)
【根拠条例】条例第6条第1項第1号、条例施行規則第8条第1項第35号
- ②その他条例等に記載の事項等 — 条例第4条、条例施行規則第5条 等

 問い合わせ窓口

 神戸市 建設局
公園部 計画課
<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/flower/midoriseido/index.html>

 TEL: 078-322-5424
FAX: 078-322-6987
 Email: kouen_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

05

条例

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例

対象となる行為

緑地に影響を及ぼす行為(緑地における宅地の造成、木竹の伐採、土地の形質の変更等)

対象区域

対象区域

緑地の育成区域
〔市長が条例に基づき指定〕

主な許可基準

- ・樹林地率は 40%以上かつ自然地率は 25%以上 等

許可不要となるケース

- ①自然公園法の公園事業については、許可是不要。

【根拠条例】

条例第8条第1項第4号、条例施行規則第9条、第12条第1項第29号、第15条
ただし、緑地に影響を及ぼす規模が1ha以上の行為については市長と協議を、
1ha未満の行為は市長への届出が必要。
②その他条例等に記載の事項等 — 条例第8条第8項、条例施行規則第17条 等

問い合わせ窓口



神戸市 建設局
公園部 計画課

[http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/flower/
midoriseido/index.html](http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/flower/midoriseido/index.html)



TEL : 078-322-5424
FAX : 078-322-6987
Email:
kouen_keikaku
@office.city.kobe.lg.jp

06

法令

建築基準法

対象となる行為

建築物の新築・増築・改築・移転・用途変更・
大規模修繕、模様替 (建築確認をする行為)

対象区域

対象区域

六甲山集団施設地区
摩耶山集団施設地区

主な基準の内容

市街地調整区域の場合

高さ

道路斜線制限 (1 : 1.5)
隣地斜線制限 (20m+1 : 1.25)

建ぺい率

60%
以下

容積率

100%
以下

〔法の基準に基づき市が指定〕

その他

- ・建物の敷地、構造、設備等に関する一般基準あり [法で規定]
- ・日影規制 (対象: 高さが 10m を超える建築物)
- ・建築基準法上の道路に接する長さ
 - ①2m
 - ②4m(集会場・ホテル・物販店等の特殊建築物の場合)
 - ③6m(階数 3 以上かつ延べ面積 3,000 m²超の場合)

問い合わせ窓口



神戸市 建築住宅局
建築指導部 建築安全課

[http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/house/
chishiki/1-4-1.html](http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/house/chishiki/1-4-1.html)



TEL : 078-322-5620
FAX : 078-322-6116
Email:
kentikuanzen
@office.city.kobe.lg.jp

07

法令

砂防法

 対象となる行為

- ①建築物等の新築・改築・増築・除却 ②木材伐採等
- ③土地の開墾、掘削、盛土・切土等土地の形質変更
- ④鉱物採取・投棄 ⑤芝草を掘り取る ⑥家畜の放牧
- ⑦火入れ 等 (許可を要する行為)

 対象区域 対象区域

砂防指定地

〔国土交通大臣が法に基づき指定〕

 主な許可基準

治水上砂防の観点から支障のないものであること。具体的には、

- ・土砂災害防止の観点から、山腹面の捨土、渓流の埋立、渓流の暗渠化などの行為は原則として認められない。
- ・原則として盛土は高さ 30m迄、切土は高さ 40m迄である。
- ・その他法面の勾配、排水施設等に関する基準あり〔県の基準〕

 問い合わせ窓口

兵庫県 神戸県民センター
神戸土木事務所

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/kobedoboku/index.html>



TEL : 078-737-2135
FAX : 078-735-4059

Email:
kobedoboku@pref.hyogo.lg.jp

08

法令

森林法
林地開発許可制度 対象となる行為

地域森林計画の対象となっている民有林において、土地の形質変更面積が 1ha を超える開発行為 (許可を要する行為)

 対象区域 対象区域

森林法第 5 条に規定する地域森林計画の対象となっている民有林
〔知事が法に基づき設定〕

※国有林以外の森林はほとんど対象となる

 主な許可基準

森林の現に有する働きが損なわれないこと。

- ①開発により土砂の流出や崩壊等災害を発生させる恐れがない
 - ②開発により計画地の流域内に水害を発生させる恐れがない
 - ③開発によって地域の水量・水質等に影響を与え、水の確保に支障をきたす恐れがない
 - ④開発によって周辺の環境や景観を悪化させる恐れがない
- [④の目安：森林率（開発行為をしようとする森林面積に対して残す森林の割合）]
- ・別荘地…60% 以上
 - ・ゴルフ場、宿泊・レジャー施設…50% 以上
 - ・住宅団地…20% 以上
 - ・工場、事業場（太陽光発電所等）…25% 以上 (40ha 以上は 60% 以上)

※1ha 以下の場合は、神戸市への伐採届が必要 (窓口：神戸市経済観光局農政部計画課)

 問い合わせ窓口

兵庫県 神戸県民センター
神戸農林振興事務所

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/kobenourin/index.html>



TEL : 078-361-8554
FAX : 078-361-4876

Email:
koubenourin@pref.hyogo.lg.jp

対象となる行為

特定建築物等(延べ面積 500 m²以上又は客室数 10 室以上の旅館、ホテル等)の新築・改築・増築・移転・大規模な修繕・大規模な模様替・外観の過半にわたる変更(届出※を要する行為)

対象となる法的基準・区域

適用基準

特定建築物等景観基準
〔基準は県条例で規定〕

対象区域

原則、県下全域。
P10 に示す「該当するエリア」については、全域が対象。

主な基準

旅館、ホテルの場合



外壁の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。
(1) YR(橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下
(2) R(赤) 又はY(黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下
(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
(4) 明度については全ての色相（無彩色を含む）において6以上とする。



屋根の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。
(1) YR(橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下
(2) R(赤) 又はY(黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下
(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

※原則、届出の前に、景観影響評価が必要

問い合わせ窓口



兵庫県 県土整備部
まちづくり局 都市政策課
景観形成室

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000023.html



TEL : 078-362-9299
FAX : 078-362-9487



Email:
keikankesei@pref.hyogo.lg.jp

Q & A



よくある質問

お問い合わせ窓口はP.25～P.26をご覧ください。

Q 樹木等の伐採について

Q. 敷地の樹木を切りたい。

【風致条例】樹木の剪定は管理行為になりますので、許可は不要です。
樹木の伐採(根元から切り倒す行為)は、市条例の許可が必要になります。

【自然公園法】現に住宅が建っている宅地内の樹木の伐採は許可不要です。また、枯損木や危険木の伐採、枝払い等は許可不要となります。これ以外の事例については神戸自然保護官事務所にご相談ください。

Q. 敷地内の草を刈りたい。

【風致条例】草を刈る行為は管理行為になりますので、許可は不要です。

【自然公園法】規制はありません。

Q. 道路の通行を阻害している樹木を伐採してほしい。

民有地から張り出した樹木については原則土地所有者にて対応いただく必要があります。
ただし、神戸市の管理する道路の通行に著しく支障がある場合は、緊急避難的に剪定を行う場合もあります。

Q 火気の使用

Q. たき火はできるのか。

たき火を行う場合には、枯れ草、枯れ木などの燃えやすいものや周囲の樹木等から十分に距離をとって安全を確保してください。また、水バケツなどすぐに消火できるよう準備するとともに、終了後には多量の水をかけ、確実に消火してください。

- ・火災と間違えて119番通報されることがあるため、予め所轄の消防署への届出を行ってください。
- ・乾燥注意報発令時には、火の粉等により周囲へ延長する危険が大きくなるため、たき火は自粛していただくようお願いします。
- ・火災に関する警報が発令されている際には、条例により屋外でのたき火は禁止されていますのでご注意ください。

※屋外での焼却行為は、廃棄物処理法による規制を受けることがあります。
詳しくは環境局事業系廃棄物対策部にご相談ください。

【廃棄物処理法】廃棄物の野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。)第16条の2で禁止していますが、下記の場合は例外とされています。(法施行令第14条)

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

【自然公園法】特別保護地区では不可。それ以外の場所では規制はありません。

お問い合わせ窓口

F

お問い合わせ窓口

F

Q

I

お問い合わせ窓口

O

P

M

Q

Q. 屋外で薪ストーブを使用したい。

【火災予防条例】固定式のストーブ(移動できないもの)については、神戸市火災予防条例の基準に基づき設置することが必要ですので、お近くの消防署にご相談ください。また移動式のものを含めて、屋外でのストーブの使用にあたっては、周囲の山林に火の粉が飛ぶこと等で火災が発生しないよう、十分に注意して使用してください。

野外焼却禁止の例外に当たる焼却行為や薪ストーブ、バーベキューは、風向きや強さなどを考慮し、周辺の生活環境に配慮して行う必要があり、近隣からの苦情などがあれば、警察又は市環境局が現地を確認し、焼却中止を求め、注意・指導等を行う場合があります。

【自然公園法】規制はありません。

Q. 屋外でバーベキューはできるか。

たき火の場合と同様、火災危険に注意し実施してください。また、煙、大声等が隣地の方に影響しないよう配慮することも大事です。

野外焼却禁止の例外に当たる焼却行為や薪ストーブ、バーベキューは、風向きや強さなどを考慮し、周辺の生活環境に配慮して行う必要があり、近隣からの苦情などがあれば、警察又は市環境局が現地を確認し、焼却中止を求め、注意・指導等を行う場合があります。

【自然公園法】規制はありません。

お問い合わせ窓口

O

P

M

Q

お問い合わせ窓口

O

P

M

Q

Q 六甲山上での土地・建物の利用・活用について

Q. 何件程度の物件が使用されずに存在しているのか。

2016年度に実施した六甲山における企業保養所等の現況に関するヒアリング調査では、保養所を所有しておりヒアリング調査が実施できた法人70件のうち、26件が保養所を活用していないと回答されています。また具体的な数字は把握していませんが、個人山荘や研修施設等で利用されていない施設が一定数あるものと認識しています。

Q. 建てられる建物、建てられない建物は?

【風致条例】許可基準に合致していれば、用途による制限はありません。

【都市計画法】市街化調整区域で要件を満たせば建築できる建築物は一覧を参照してください。
ホームページ: <http://www.city.kobe.lg.jp/business/urban/development2/kijun.html> [※QRコード①]
「六甲山・摩耶山集団施設地区における土地利用基準」に適合する建築物については、立地用件が緩和されています。

神戸市ホームページ神戸市「六甲・摩耶の活性化」:
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/rokkomaya/index.html> [※QRコード②]
なお、建築物の建築などを目的として土地の区画形質の変更などを
行う場合(開発行為)、都市計画法第33条の技術基準(道路幅員、排水施設、防災措置等)を満たす必要があります。



※QRコード①



※QRコード②

【自然公園法】許可基準に合致していれば、用途による制限はありません。

Q. 物件活用の際の、助成制度って?

六甲山上の遊休施設等、不特定多数の方が利用できる施設に転活用をされる場合に、改修(耐震改修を含む)や建替え、観光関連施設の新築に要する費用の一部を助成する「賑わい創出事業」を実施しています。詳しくは経済観光局観光企画課までお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

D

F

D

E

Q

お問い合わせ窓口

D

よくある質問

<p>Q.浄化槽を新たに設置する場合の助成制度は?</p> <p>神戸市では、市域内の市街化調整区域のうち、公共下水道事業及び農業集約排水処理事業の計画区域を除く地域を浄化槽設置事業(50人槽以下)を対象とした補助事業を実施しております。</p> <p><補助条件></p> <p>①浄化槽設置前であり、法令に基づき設置に係る所定の手続き(浄化槽法、建築基準法)が行われていること。</p> <p>②環境省認定の補助対象浄化槽であること。</p>	お問合せ窓口	L
<p>建物の新築・改築にあわせて設置する場合(建築確認申請が必要な場合)、建築確認申請書類に浄化槽関係書類を添付して、指定確認検査機関等へ提出してください。本市への浄化槽設置届の提出は不要です。既存の建物に浄化槽を設置される場合、本市へ浄化槽設置届をご提出ください。</p> <p>Q.宿泊施設(民泊含む)をしたい。</p> <p>【自然公園法】</p> <p>(1)一般のホテルや民宿の場合 宿舎事業として、公園事業の執行認可を受けることとなります。ただし、旅館業法の許可を受けて行うものに限ります。また、会員制等、特定の者の利用のためは除きます。</p> <p>(2)公園事業以外の宿泊施設の場合 会員制ホテルや企業等の保養所、旅館業法の許可を受けない民泊等については、事前に自然公園法第20条第3項に基づく許可を受ける必要があります。</p>	お問合せ窓口	L
<p>【都市計画法】</p> <p>(1)公園事業以外の宿泊施設を行う場合、「六甲山・摩耶山集団施設地区における土地利用基準」に適合することと、都市計画法の許可が必要です。</p> <p>(2)住宅宿泊事業法に基づく届出を行う場合、許可は不要ですが、届出を行う前に、都市計画法上の適法な住宅であることを確認する必要があります。</p>	お問合せ窓口	Q
<p>宿泊施設を行う場合、下記の2種類の方法があります。</p> <p>(1)旅館業法に基づく許可を取得する場合…本市HPをご確認いただき、具体的にご相談ください。 http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/hygiene/environment/ryokan.html [※QRコード③]</p> <p>(2)住宅宿泊事業法に基づく届出を行う場合…(1)と比べ、年間の宿泊提供日数が180日以内と制限がありますが、建築基準法上の建物用途が「住宅」となり、(1)よりは手続きの一部が緩和されています。本市では法第18条に基づき、事業実施可能な地域を制限しております。まずは、本市HPにおいて届出が可能な地域か、ご確認をお願いします。 http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/health/minpaku/index.html [※QRコード④]</p> <p>また観光庁が作成しているHP「民泊制度ポータルサイト」についても、事前にご確認いただき、具体的にご相談ください。</p> <p>その他、建築基準法、消防法等の関係法令の確認、遵守が必要となりますので、事前にご確認をお願いいたします。</p>	お問合せ窓口	E
<p>Q.飲食物を提供したい。食品を販売したい。</p> <p>【食品衛生法】許可が必要な場合があります。所在地を管轄する衛生監視事務所へ具体的にご相談ください。</p>	お問合せ窓口	N
<p>【都市計画法】既存の建物で飲食業や食品販売業を営む場合は、その建物の従来の用途(個人山荘や倉庫など)によっては、用途変更の許可が必要になります。</p>	お問合せ窓口	E
<p>Q.家庭菜園はしてもいいか。</p> <p>【自然公園法】新たな伐採や造成を伴わないものであれば、許可は不要です。</p> <p>Q.土地が「砂防指定地」「土砂災害警戒区域」になっているが、建物を建てられるか?</p> <p>砂防指定地内で建物を建てる場合、兵庫県知事の許可が必要ですが、簡易なものなど許可を要しない場合もあります。</p> <p>土砂災害警戒区域内は、建物に対する規制はありませんが、現在指定を進めている土砂災害特別警戒区域内は、建物の構造規制など制限がかかります。</p> <p>詳しくは、神戸市防災課または兵庫県神戸土木事務所にお問い合わせください。</p>	お問合せ窓口	Q
<p>Q.環境法令(水質、土壤、大気、騒音振動)に関する手続きや規制は?</p> <p>施設により異なりますので、神戸市環境局環境保全指導課HPをご参照ください。 http://www.city.kobe.lg.jp/information/about/construction/1900/1942/index.html [※QRコード⑤]</p>	お問合せ窓口	L
<p>2.5ha以上の自然地の改変を行う場合は、環境アセスメントの実施が必要な場合があります。詳しくは環境局環境都市課までお問い合わせください。</p>	お問い合わせ窓口	K
<p>Q.その他</p>	お問い合わせ窓口	N
<p>Q.道路・歩道／登山道を補修してほしい。</p>	お問い合わせ窓口	I
<p>Q.倒木があつて通行できない場合はどこに通報したら?</p>	お問い合わせ窓口	G
<p>公道の場合は、道路管理者に連絡してください。</p> <p>六甲山の登山道は、公道であつたり私有地であつたりと管理者は入り組んでいます。ただ、主な登山道で車両の入らない箇所での倒木の処理や道標・階段の補修程度の維持補修は、森林整備事務所で対応できる場合があります。一度、ご相談ください。</p>	お問い合わせ窓口	G

お問合せ窓口

兵庫県

総合
窓口

企画県民部 地域創生局 TEL : 078-362-9014 FAX : 078-362-3950
地域資源課 chiikishigen@pref.hyogo.lg.jp

A 兵庫県 県土整備部
まちづくり局 都市政策課 景観形成室
TEL : 078-341-7711 FAX : 078-362-9487
keikankeisei@pref.hyogo.lg.jp

B 兵庫県 神戸県民センター
神戸農林振興事務所
TEL : 078-361-8554 FAX : 078-361-4876
koubenourin@pref.hyogo.lg.jp

C 兵庫県 神戸県民センター
神戸土木事務所
TEL : 078-737-2135 FAX : 078-735-4059
koubedoboku@pref.hyogo.lg.jp

神戸市

総合
窓口

経済観光局 観光MICE部 TEL : 078-322-6381 FAX : 078-322-6138
観光企画課 kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

D 神戸市 経済観光局
観光 MICE 部 観光企画課
TEL : 078-322-6381 FAX : 078-322-6138
kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

E 神戸市 経済観光局
農政部 調整区域指導課
TEL : 078-322-5411 FAX : 078-322-5180
ruralcity@office.city.kobe.lg.jp

F 神戸市 建設局
公園部 計画課
TEL : 078-322-5424 FAX : 078-322-6987
kouen_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

G 神戸市 建設局
公園部 森林整備事務所
TEL : 078-371-5937 FAX : 078-371-1087
shinrin_seibi@office.city.kobe.lg.jp

H 神戸市 建設局
防災部 防災課治山砂防係
TEL : 078-322-5409 FAX : 078-322-6983
kensetsu-bosai2@office.city.kobe.lg.jp

I 神戸市 建設局
建設事務所
東部建設事務所
TEL : 078-854-2191 FAX : 078-854-2198
tobu_kensetsu@office.city.kobe.lg.jp

J 神戸市 建築住宅局
建築指導部 建築安全課
TEL : 078-322-5620 FAX : 078-322-6116
kentikuuanzen@office.city.kobe.lg.jp

K 神戸市 環境局
環境保全部 環境都市課
TEL : 078-322-6435 FAX : 078-322-6069
assessment@office.city.kobe.lg.jp

L 神戸市 環境局
環境保全部 環境保全指導課
大気環境係

M 神戸市 環境局
事業系廃棄物対策部
TEL : 078-322-6832 FAX : 078-322-6063
fuhoutouki@office.city.kobe.lg.jp

N 神戸市 保健福祉局
健康部 生活衛生課
TEL : 078-322-5265 FAX : 078-322-2725
seikatsueisei_kankyo@office.city.kobe.lg.jp

P 神戸市 消防局
予防部 予防課
TEL : 078-325-8510 FAX : 078-325-8525
fb_yobo@office.city.kobe.lg.jp

Q 神戸市 消防局
予防部 査察課
TEL : 078-325-8513 FAX : 078-325-8525
fb_sasatsu@office.city.kobe.lg.jp

環境省

Q 環境省 近畿地方環境事務所
神戸自然保護官事務所

TEL : 078-331-1146 FAX : 078-331-1148
RO-KOBE@env.go.jp